

出資配当金ご確認のお願い

拝啓 平素より当金庫への格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当金庫の出資金につきまして、一部のお客様の初年度分の配当金額が相違していることが判明いたしました。

概要といたしましては、「譲受」によりご加入いただいた場合の出資配当金の計算は、譲渡人の配当金が譲受人に承継されますが、当金庫の事務処理ミスにより「新規」・「増口」でご加入いただいた場合と同様に出資金加入日からの日割り計算となっております。

この事態を受けまして、伝票の保存期間である過去 10 年に渡り調査を行い、配当金が不足していたお客様につきましては個別にご説明のうえ平成 29 年 8 月 31 日にお支払いをさせていただきます。

本件につきまして、ご加入後 10 年を超える出資金をお持ちで、お心当たりのあるお客様は個別に調査を行わせていただきますので、誠に恐縮ではございますがお取引店舗、または当金庫総務企画部までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

このような事態を招きましたことは当金庫の事務処理ミスに起因するものであり、大変申し訳なく心よりお詫び申し上げます。今後は正確な事務処理の徹底により、皆さまにご安心してお取引いただけますよう努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

平成 29 年 10 月 24 日

北 星 信 用 金 庫

担当：総務企画部 東海林・高見
01654-2-1111